

「福島県小児救急電話相談業務」委託契約書

委託業務の名称 福島県小児救急電話相談業務
委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契約保証金

上記委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が別に定める「福島県小児救急電話相談業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に定める業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託料の制限)

第2条 乙は、委託料を仕様書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(委託業務の再委託)

第4条 乙は、この委託業務達成のため、甲の承諾を得て委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

2 前項の場合において、乙は地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第9章第6節及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第2編第5章第6節並びに福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第16章の各条項に準拠して行わなければならない。

(処理状況の報告等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第6条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議

して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務実施計画書等の提出)

第7条 乙は、この契約の締結後10日以内に仕様書に定める様式による委託業務実施計画書及び委託料収支予算書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(損害負担)

第8条 業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(実績報告)

第9条 乙は、委託業務が終了したとき(委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書、相談件数等実績報告書及び委託料収支決算書を委託業務終了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(履行の確認)

第10条 甲は、前条の規定による報告を受けた日から10日以内に、その内容について検査を行い、当該検査の結果を乙に通知するものとする。

2 第1項の検査の結果不合格となり、報告書について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、第1項の規定を準用する。

(委託料の時期)

第11条 乙は、前条第1項の検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、別紙委託料支払計画書に基づき委託料の一部を前金払いすることができる。

なお、この場合でも、委託料支払計画書に基づく最後の支払いは、前条第1項の検査に合格した後とする。

4 乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書を甲に提出するものとする。

5 甲は、前項の規定による前金払の請求があった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

6 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、第 4 項の規定により支払いを受けた委託料の額が、減額後の業務委託料の額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第 12 条 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期限までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

3 第 1 項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年 2.5%の割合で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(帳簿の備付け及び保存)

第 13 条 乙は、委託業務の実施に係わる経費については、その内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、委託業務の終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(物品の管理)

第 14 条 乙は、委託業務の実施に伴い取得した物品については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前項の物品のうち甲が指定するものについては、乙は委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、これを甲に返還しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規

定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がこの債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等（契約不適合責任）

第17条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（談合その他不正行為による解除）

第18条 第16条に定めるほか、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、委託金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に納付しなければならない

いものとする。ただし、前項第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（賠償金等の徴収）

第19条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託金額支払の日まで、年2.5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、甲の支払うべき委託金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

（秘密を守る義務）

第20条 甲、乙及びその従事者は、この契約に基づいて業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第21条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（疑義等の処理）

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第23条 前条による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 福島県福島市杉妻町2番16号

福 島 県

福島県知事 内堀 雅雄

(乙)

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。